

犯罪被害に遭われた方や そのご家族を 支援しています

犯罪被害に遭われた方やそのご家族が再び平穏な生活を送ることができるための日常生活に必要なさまざまな支援金や、法律や心の専門家による相談窓口など、必要に応じた幅広い対応を行っています。

鎌倉市は2025年4月1日に「鎌倉市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

見舞金を支給します

犯罪に遭われた方またはご遺族に

死亡見舞金……30万円

重傷病見舞金…10万円

性犯罪見舞金…10万円
または5万円

日常生活を支援します

- 家事や介護費用などを支援
- 子どもの一時預かり費用を支援
- 住居にかかる費用を支援
- 配食サービス費用を支援
- 学習支援サービスの費用を支援
- 修学を続けるための費用を支援
- 就労準備費用を支援
- 緊急避難場所の提供



支援のための相談窓口

犯罪被害者等からの相談をお受けして、
その方の状況に応じた
各種支援事業のご案内や関係機関の
ご紹介などを行っています。

くらしと福祉の相談窓口

☎0467-61-3864

専門家の相談支援

法律相談

1件1人2回まで

カウンセリング

1件1人10回まで

申請・実施の期限

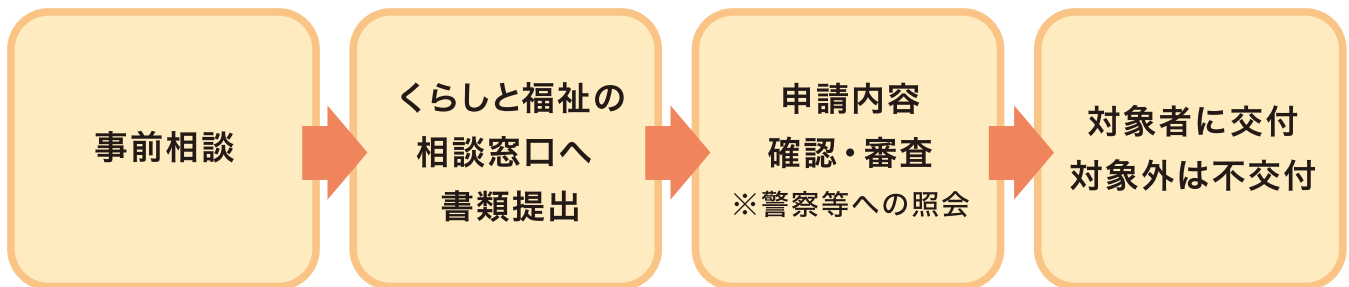
見舞金・費用の助成

犯罪が行われた日から
2年以内に申請

専門家の相談支援

利用開始から2年以内に実施
(申請の期限なし)

申請の流れ



申請に必要な書類等、詳細については
市のホームページでご案内しています。



犯罪被害を受けた方々を地域で支えるためには、
市民・事業者の皆さまのご理解・ご協力が必要です。

＊犯罪の被害に遭われた方やその家族の置かれている状況や心情、
二次被害についてのご理解をお願いいたします。

＊市が条例に基づき実施する犯罪の被害に遭われた方やその家族のための施策に、
ご協力をお願いいたします。

詳しくはお問合せください

鎌倉市共生共創部地域共生課 暮らしと福祉の相談窓口

電話：0467-61-3864 Eメール：shisei@city.kamakura.kanagawa.jp